

令和6年度 第1回 佐久市少年センター運営協議会 会議録(要約)

日 時 令和6年5月17日（金）
午後1時30分から3時00分
会 場 市役所南棟 3階大会議室

委 員：出席者 13名
欠席者 5名

事務局：10名
傍聴者：0名

進行：生涯学習課長

1 開 会

2 あいさつ 吉岡 道明 教育長

木内 和昭 会長

《自己紹介 協議会委員・事務局》

3 会議事項

（1）令和5年度事業報告について 資料（p 4~9・p 14~16）事務局説明

【 質疑・意見等 】

委 員 イングリッシュキャンプについて、青少年健全育成に英語を取り入れる意味、
この事業の主旨について聞きたい

事務局 社会教育として、自然の中での体験活動に英語を取り入れること、外国人講師
と触れ合う中で、英語を身近に感じ、英語への抵抗を無くすことを目的として
実施しました。

委 員 環境浄化活動でゴミ拾いをしたということだが、ゴミの量はどうだったのか。

事務局 特に多くはありませんでした。

委 員 事業の実績を聞いたが、こういった事業に出て来られる子どもたちと出て来ら

れない子どもたちがいる。ヤングケアラーであったり、引きこもりといった子どももいるが、その子たちはどうすればいいのか、行政のどこが救ってやればいいのか、そういうことがある。次年度の計画で検討してほしい。

事務局 こういった事業に出て来られない子どもたちはどこの学校にもいると思うが、そういったところもよく考えて行っていきたいと思います。実際子どもたちが出てくれるかということもありますが、子どもたちの居場所ということも考えていかなければならぬと思います。

委 員 学校には行けなくても、そこには行けるといった居場所づくりに行政が応援して、地域にできていけばいいと思います。
今までのやり方では上手くいかないこともありますので、時代に即した工夫も必要になってくると思います。

(2) 令和6年度事業計画(案)について 資料 (p 10~12・p 17~18) 事務局説明

【 質疑・意見等 】

委 員 ジュニアリーダー等は内容がとても濃くなっているようですが、市民集会は内容を変える予定はないでしょうか。参加者をみているととても気になるが。

事務局 市民集会の講師については、現在事務局で検討しています。
事務局ではこれまでの参加者の傾向等を分析いたしまして、青少年である小学生、中学生、高校生の皆様や、子育て中の保護者の皆様の参加があまり多くないのが実情です。このことから、講師につきましても、そういった皆様により興味を持っていただける方を検討しています。たとえば、スポーツをされていた方等も検討しています。

委 員 中学生の意見発表と講演会という形はずつと続いているのか。

事務局 ここ数年はこの形でおこなっています。コロナウイルス感染症の影響により縮小された経過もある。過去には、中学生のアトラクションがあったと聞いている。

中学生の意見発表は好評で、参加された方は「今の子どもたちの考えていることがわかってよかったです」との声が聞かれている。また、子どもたちにとても良い機会になっていると思います。

委 員 ジュニアリーダーのように、内容を変えていくのであれば、やっている目的と、やっている内容が、まったくそぐわないわけではないが、それに近いところへ持っていく内容を考えていってもいいのではないかと思います。

事務局 市民集会の目的は「市民総ぐるみで青少年健全育成について考える」といったことであるので、いただいたご意見を参考に検討してまいります。

委 員 街頭補導活動についての要望ですが、数年前まで学校に勤務していたが、補導活動がまとめられた冊子が送られてくるのはたいへんありがたく、自分の学校のある地区について、先生方へも内容を伝えたりしていた。

以前は、先生方が朝や放課後に巡回していたことがあった。今も教員も補導委員の一員になっていますが、このように大勢で地域をまわって子どもの姿をみて文章にまとめて教えてくれるということはありがたいことなので、ぜひ、続けてほしいと思います。子どもはあまり外にいなくて、子どもに遭遇することは少ないと思いますが、それでも子どもをとりまく環境について把握していて、「この時間帯に行ったけど寒くて子供には会えなかつたけどこうだった」といったようにしっかりと書かれていて大変ありがたく、先生方と一緒に読ませていただきました。しかしながら、学校によってはこの活動について認識されていない場合もありますので、これだけの活動をしている

ということをもっと校長会、教頭会等で周知していただけたらと思います。

委 員 環境浄化活動の中で、アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の継続とありますが、実際のところ、平成 19 年 2 月 25 日に全てが撤去されています。現在はメディアの媒体がスマホになっているなかで、この運動はこの運動で大事だとは思うのですが、情報リテラシーについての活動を、小学生、中学生、高校生を対象に行ったらどうかと思います。
SNS で知り合った、知らない人について行って犯罪に巻き込まれることの方が増えてきていますし、その辺の見直しも考えていいってほしいと思います。

事務局 有害図書類等の自動販売機につきましては、佐久市にはございませんが、県内でも中信、南進ではまだ設置されておりますし、新しく設置されているところもありますので、設置させない運動の啓発、広報は継続して行っていきたいと思いますが、委員さんのおっしゃっていただいた SNS に関するトラブが主流となっており、啓発を行っていきたいと考えております。しかし、補導活動としてどのように取り組んでいったらいいのかという具体的な対応については結論は出ておりませんが、今後も啓発に力を入れていきたいと思います。

(3) その他

事務局より 運営協議会の開催時期について

資料



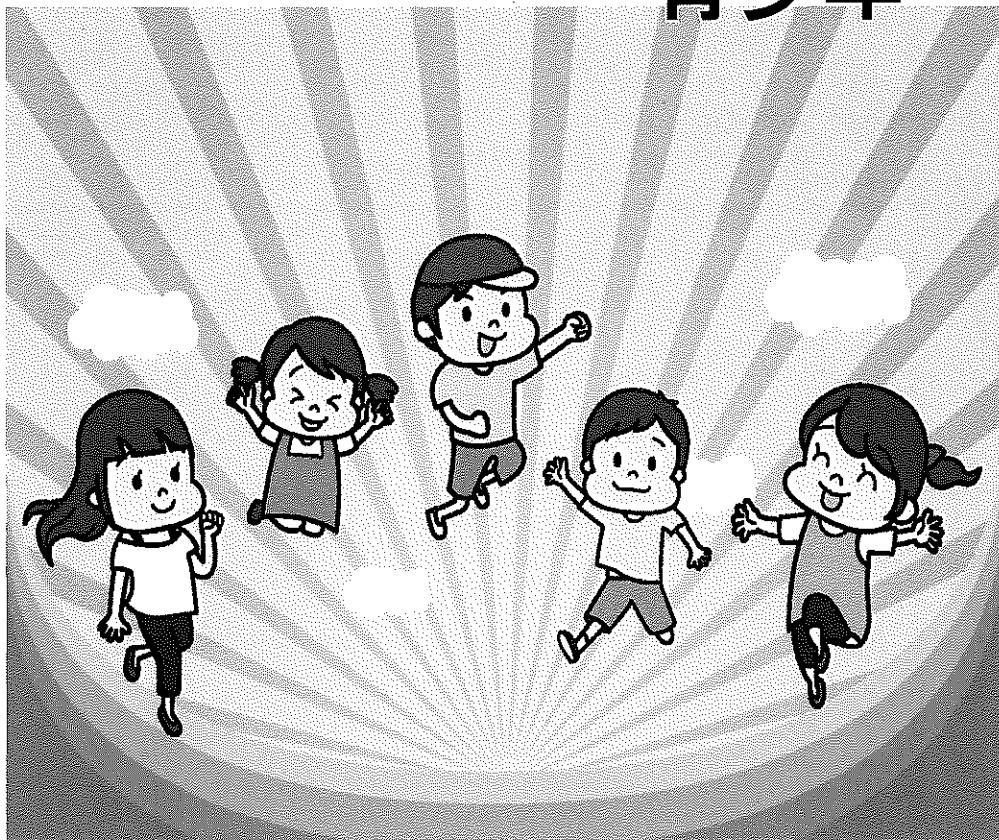
令和6年度

青少年対策事業の概要

伸びよう

伸ばそう

青少年



佐久市教育委員会

佐久市少年センター

目 次

- ・ 佐久市少年センター概要 1

【育成関係】

- ・ 令和 5 年度 青少年健全育成事業報告 4
- ・ 令和 6 年度 青少年健全育成事業計画（案） 10
- ・ 佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について 12

【補導関係】

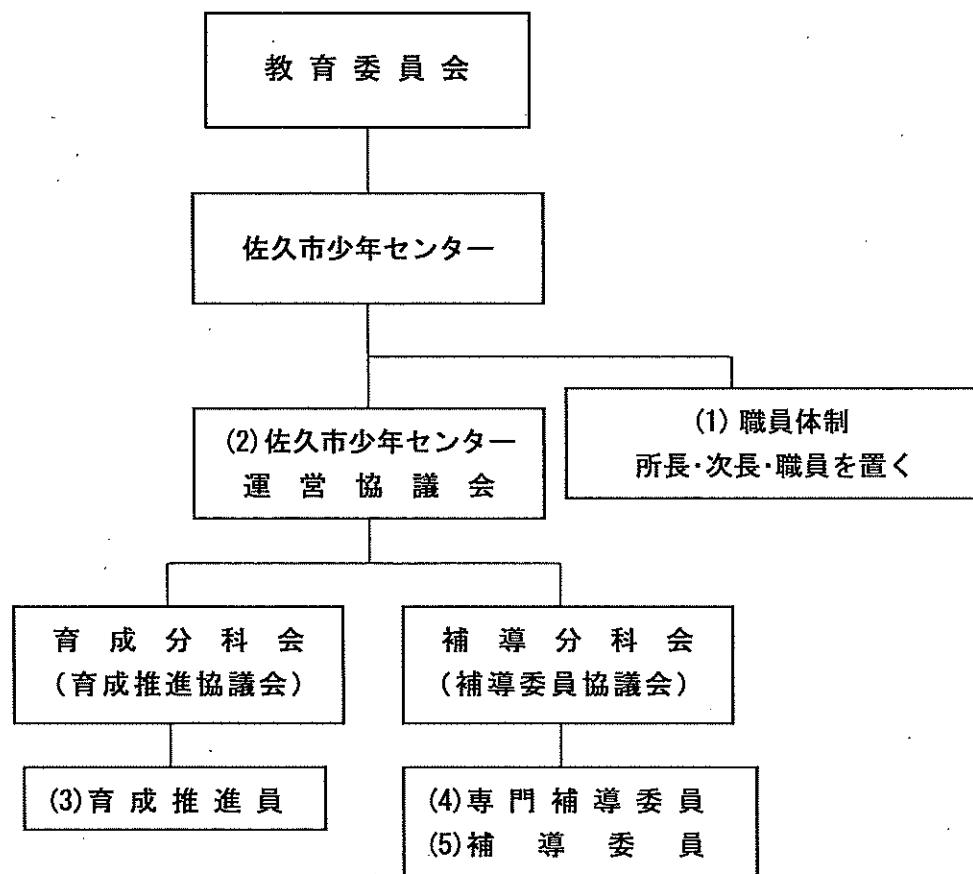
- ・ 令和 5 年度 青少年補導活動事業報告 14
- ・ 令和 6 年度 青少年補導活動事業計画（案） 17

《関係資料》

- ・ 青少年健全育成都市宣言 20
- ・ 佐久市少年センター条例 21
- ・ 佐久市少年センター条例施行規則 23
- ・ 佐久市少年センター育成推進協議会規約 24
- ・ 佐久市少年センター補導委員協議会規約 26
- ・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例 27
- ・ 佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則 31

令和6年度 佐久市少年センター 概要

1 組織図



※カッコ内の数字で記している名称等の詳細については、以下「2 組織」で説明しています。

2 組織

(1) 職員体制

所長1名 次長1名 係長1名 係2名

(2) 運営協議会委員（18名）

少年センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有するもので組織する。

(3) 育成推進員（238名）

職務内容は、地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や、地区子ども会等の活動を推進するとともに、育成会の組織づくりをする。

(4) 専門補導委員（3名）

職務内容は、青少年補導及び育成に関する事項、電話相談等を行う。

(5) 補導委員（89名）

職務内容は、市内各地区や小中高等学校から選出された補導委員が、少年センターの補導計画に基づき、市内の駅周辺や大型店、ゲームセンター等を中心に巡回し、問題行動の青少年の発見や指導にあたり、「愛のひと声」運動を行う。

青 少 年 健 全 育 成 活 動

主な推進団体等	• 佐久市少年センター育成推進員（238名） • 地区育成会 • P T A • 子ども会 • 地域	
推 進 項 目	主な活動内容	
1 明るい家庭づくり	佐久市青少年健全育成市民集会開催 「家庭の日」の啓発活動	
2 心豊かなたくましい青少年づくり	佐久市ジュニアリーダー研修事業 銀河連邦子ども留学交流事業 E n g l i s h C a m p i n S A K U 事業	
3 健全な社会環境づくり	環境浄化活動 メディアリテラシーの向上 青少年の社会参加活動 地区育成活動	

青 少 年 補 導 活 動

主な推進団体等	• 佐久市少年センター補導委員（89名）・専門補導委員（3名） • 学校 • P T A • 警察 • 地域	
実 施 項 目	主な活動内容	
1 街頭補導活動	• 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施 • 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施 • 学校職員・P T A（保護者）との合同街頭補導の実施	
2 少年相談活動	専門補導委員は、少年が抱く悩みや家庭・地域が抱えている青少年に関する問題の相談に応じ、注意・助言を行う。ケースによっては、より専門的な関係機関に引き継ぎ、問題の解決を図る。	
3 環境浄化活動	• アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の推進 • 有害環境チェック活動の実施 • 地下道や橋梁等の落書き消し、清掃活動等の実施	
4 啓発活動	• 少年センターだよりを公民館報・ホームページに掲載 • 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11・2月の強調月間）と街頭啓発の実施 • メディアの危険性について補導活動等のパネル展示 • 薬物乱用防止展示を活用し、薬物の恐さの啓発	

育 成 関 係

令和5年度 青少年健全育成事業報告

明るい家庭づくり

1 佐久市青少年健全育成市民集会

目的：未来を担う青少年が心豊かにたくましく成長することを願い、市民総ぐるみで青少年の健全育成について考える集会。

日 時：令和5年11月23日（木・祝）午後1時～午後4時

場 所：佐久市市民創鍊センター 参加者172人（定員250名）

・講演会

講師：学校法人茂来学園理事長 中正 雄一 氏

演題：「誰もが豊かにそして幸せに生きることのできる世界をつくる」



・中学生意見発表：市内中学生8名

浅間中学校 (3学年) 柳澤 悠花 氏 「車椅子の大変さ」

野沢中学校 (3学年) 今村 奏音 氏 「経験から生まれた将来の夢」

中込中学校 (3学年) 高見澤 菜々子 氏 「人との付き合い方」

東中学校 (3学年) 飯森 さくら 氏 「大人と子供」

白田中学校 (3学年) 川村 千佳 氏 「A.Iと心

～A.Iと人間の共存について～

浅科中学校 (3学年) 山浦 奏太 氏 「見方をかえる」

望月中学校 (3学年) 高柳 望 氏 「福祉体験を通じて」

佐久長聖中学校 (3学年) 清水 萌愛 氏 「ゴールへの道のり」



- ・特別企画：長野県警察 薬物乱用防止啓発パネルの展示コーナー
ジュニアリーダー研修生による模擬店（バードコールの販売）



2 毎月第3日曜日「家庭の日」啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、公民館報の「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努めた。

- ・佐久っ子だより（春・夏・秋・冬号）



3 長野県青少年健全育成県民大会

日 時 令和5年12月16日（日）

場 所 佐久市コスモホール

内 容 青少年健全育成表彰（長野県知事表彰、長野県将来世代応援県民会議会長表彰）

アトラクション 白田中学校吹奏楽部

作品発表 令和5年度「少年の主張長野県大会」県知事賞受賞作品

長野盲学校中学部3年 井出 真奈史 さん

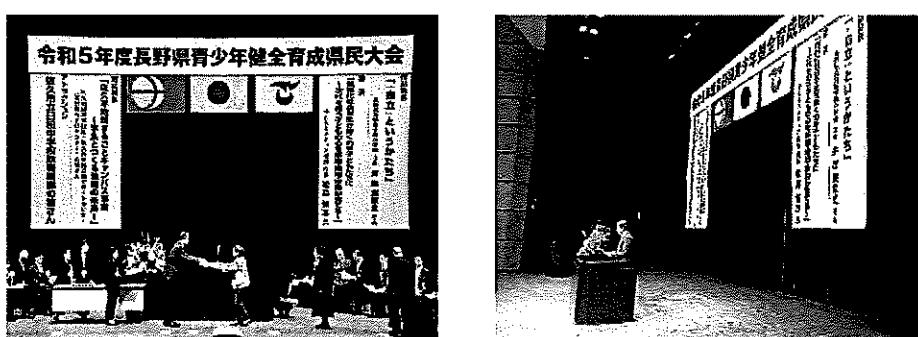
「『自立』というかたち」

取組事例発表 佐久市市民活動サポートセンター

講演 講師 子どもとメディア信州代表 松島 恒志 氏

演題「情報化社会を生き抜く力を子どもたちに

～時代を担う子どもの心を家庭・地域・学校が育てる～」



心豊かなたくましい青少年づくり

1 佐久市ジュニアリーダー研修

目 的：子どもたちの生活体験・自然体験や、社会体験の不足が指摘されているため、多彩な体験ができる機会を提供し、「自分で考え行動する力」を持った人間性豊かな子どもの育成を目指す。また、市内小学校からの参加者等との交流により、広範囲な友達づくりと子ども会等のリーダーとしての技能と態度を身につける。

実施期間：令和5年6月11日（土）～令和6年1月20日（土）計12回開催

会 場：佐久市市民創鍊センターほか

研 修 生：市内11小学校5・6年生 30名

※学生ボランティアスタッフ（中学生・高校生）12名

研修内容

回	月日（曜日）	内 容
1	6月11日（土）	・出会いの会 ・発声演劇研修
2	6月24日（土）	・子どもまつり準備① ・イングリッシュキャンプ事前準備①
3	7月8日（土）	・子どもまつり準備② ・イングリッシュキャンプ事前準備②
4	7月16日（日）	・子どもまつりの運営（ブースでの運営）
5	7月29日（土） 30日（日）	・イングリッシュキャンプ（宿泊体験）力又一体験、自然観察、ランチ作り
6	8月26日（土）	・イングリッシュキャンプの新聞作成

7	9月16日(土)	・郷土文化学習（佐久鯉調理実習、座禅体験）
8	10月21日(土)	・林業学習（現場見学、バードコールづくり）
9	11月23日(木) 勤労感謝の日	・販売体験（佐久市青少年健全育成市民集会にてバードコールの販売）
10	12月9日(土)	・結びの会に向けて準備（内容、分担の決定）
11	12月23日(土)	・結びの会に向けて準備（リハーサル）
12	1月20日(土)	・結びの会

2 銀河連邦子ども留学交流事業

目的：銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、教育文化交流・体験交流を通して共和国の子どもたちが手をつなぎ、友情の輪を広げると共に各共和国への理解を深めることを目的とする。

場所：タイキ共和国（北海道広尾郡大樹町）

対象者：市内小学5年生 4名

開催日：令和5年8月8日(火)～8月10日(木)

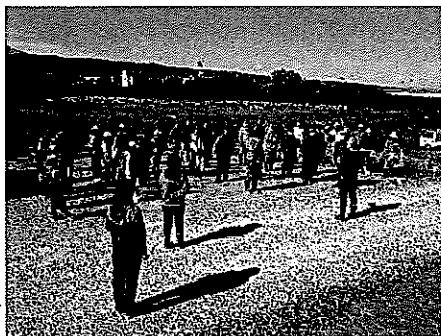
月 日	内 容
8月8日(火)	・開会式（共和国紹介、自己紹介等）、交流会
8月9日(水)	・ピザ作り体験、JAXA格納庫見学、ロケット打上げ射場・インターミテラテクノロジズ株式会社工場見学 ・お別れ会・名刺交換
8月10日(木)	・各共和国との別れ ・各共和国帰途

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生並びに学生ボランティアスタッフによるゴミ拾い等の清掃活動。

実施日：令和5年10月7日(土)



2 青少年の社会参加活動の促進

(1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。

日 時：令和5年7月16日（日）午前10時～午後2時

会 場：佐久市市民創鍊センター 全館

概 要：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに、指導者と子ども達との世代間交流を図る。11のブースを設置し、おもちゃ作り等を実施した。

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事のほか、ジュニアリーダー研修生及び学生ボランティアスタッフも運営に携わった。

参加者：397名（子ども221名、大人176名）



バルーンアート



みわくのスライム



おはなしの部屋



ペーパークラフト

(2) 「信州あいさつ運動」

目的：家庭や地域手でお互いにあいさつすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

実施内容：7・11月に、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、市内公共施設等の窓口に設置し、配布した。また、毎月11日は「信州あいさつの日」とされているため、公民館報掲載の「少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努めた。

3 佐久市少年センター育成推進員の活動

(1) 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進した。

実施日	曜日	内 容	実施場所
4月17日	月	第1回 理事会 (令和4年度事業報告・決算報告および令和5年度事業計画・予算案について)	南棟3階大会議室
5月27日	土	佐久市少年センター育成推進協議会 総会 (令和4年度事業報告・決算報告および令和5年度事業計画・予算案について)	市民創鍊センター 大会議室
7月3日	月	地区青少年健全育成事業計画書及び予算書提出	各育成会より申請受付
		育成推進協議会 地域体験活動補助金申請	
8月8日	火	第2回 理事会 (育成推進協議会地区交付金、地域体験活動補助金の承認について)	書面開催
10月2日	月	育成推進協議会地区交付金交付(26地区)	
3月29日	金	第3回 理事会 (令和5年度事業報告および令和6年度事業計画について)	書面開催

(2) 各地区での青少年健全育成事業

市内地区育成会、支部P.T.Aと育成推進員による青少年健全育成活動
(「令和5年度地区青少年健全育成事業実績報告書」に基づき集計)

- ・文化的活動 ······ 652件
(支部児童会、講演会、交通安全教室、書道教室、文化祭等)
- ・レクリエーション ······ 182件
(お楽しみ会、歓送迎会、親子レクリエーション等)
- ・スポーツ活動 ······ 1,184件
(球技大会、球技教室、地区運動会、ラジオ体操等)
- ・郷土伝統・文化継承行事 ······ 224件
(祇園祭、どんど焼き、獅子舞、道祖神、しめ縄、郷土芸能等)
- ・奉仕活動 ······ 507件
(美化清掃活動、敬老会参加、資源回収、防犯活動、花壇づくり等)

令和6年度 青少年健全育成事業計画（案）

次代を担う青少年の生きる力を育み、意欲と思いやりのある心を身につけ、心身ともに健やかでたくましく育つよう「明るい家庭づくり」「心豊かなたくましい青少年づくり」「健全な社会環境づくり」を基本とし、広く市民の理解と協力を得ながら、家庭・学校・地域・関係諸団体が連携して、地域に根ざした活動の展開を図る。

明るい家庭づくり

家庭は、青少年が基本的な生活習慣や社会マナーを身につけ、豊かな情操を育み、健康な体をつくるなど、人間形成の基礎を培う重要な役割と責任を担っている。

しかし、今日の家庭は、親子関係の希薄化、教育力の低下、児童虐待など様々な問題が指摘されている。このため、市民集会や広報誌等を通じて、市民総ぐるみで青少年健全育成について考える場をつくり、家庭での会話やふれあい等による親子の信頼を高めるため、意識の向上を図る。

1 佐久市青少年健全育成市民集会（予定）

日 時 令和6年11月24日（日）

場 所 佐久平交流センター

内 容 講演：講師 未定

中学生による意見発表予定

特別展示企画：長野県警察本部 薬物乱用防止広報車による啓発予定

2 「家庭の日」（毎月第3日曜日）啓発活動

親子の絆やふれあいを深め、温もりある家庭づくりを推進するため、佐久市ホームページの「少年センターだより」及び情報誌「佐久っ子だより」等の中での普及啓発に努める。

心豊かなたくましい青少年づくり

子どもたちに様々な生活体験や活動体験の機会を提供することにより、豊かな感性や社会性、自主性、創造性を培い、社会変化の著しい時代にふさわしい、地域のリーダーを育成する。

1 佐久市ジュニアリーダー研修

期 間：令和6年7月6日（土）～令和7年1月25日（土）まで12回程度（予定）

募集定員：30名程度

2 銀河連邦子ども留学交流

日 時：令和6年8月6～8日の三日間（予定）

場 所：さがみ共和国（神奈川県相模原市）

募集定員：4名

3 EnglishCamp in SAKU

日 時：令和6年7月29～31日の三日間

場 所：長野県望月少年自然の家

募集定員：30名程度

健全な社会環境づくり

1 環境浄化活動

（1）美化活動の実施

育成推進協議会理事・補導委員協議会理事・ジュニアリーダー研修生によるゴミ拾い等の美化活動の実施。

2 青少年の社会参加活動

青少年が地域社会の一員として誇りと責任を自覚するとともに地域の連帯感を醸成し、社会活動への積極的な参加を促す。

(1) 佐久市子どもまつり

目的：ものづくりを通して、親子の絆を深めるとともに指導者と子どもたちとの世代間交流を図る。

日 時：令和6年9月8日（日）

場 所：市民創鍊センター

複数のブース（予定）を設置し、おもちゃ作り等の体験機会を設ける。

(2) 信州あいさつ運動

目的：家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する。

内 容：7・11・2月に、JR岩村田駅やイオンモール佐久平店にて啓発活動を実施予定。

また、毎月11日は、「信州あいさつの日」とされているため、佐久市ホームページの「佐久市少年センターだより」や情報誌「佐久っ子だより」等の中で普及啓発に努める。

3 育成推進員の活動

地域の特性を活かした青少年健全育成事業を担い、青少年健全育成会や地区子ども会とともに文化活動、スポーツ活動、郷土の伝承文化を継承する活動、奉仕活動やレクリエーション活動等の体験活動を推進する。

令和6年度 主な年間事業について（予定）

月 日	行 事 ・ 諸 会 合	摘 要
4月中旬	・第1回理事会	
5月～	・2024年度全国子ども会安全会 加入申込	
5月26日（日）	・育成推進協議会総会	
5月下旬	・令和6年長野県子ども会連絡協議会総会	
6月上旬	・第2回理事会	
7月	・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間 ・有害環境浄化活動強化月間	
10月上旬	・環境浄化活動作業（理事）	
11月	・子ども・若者育成支援強調月間	
11月24日（日）	・佐久市青少年健全育成市民集会	佐久平交流センター
3月上旬	・第3回理事会	

佐久市少年センター育成推進員の主な年間業務について（予定）

1 年間業務表

月	時期	内 容	主な業務	備考
5月	上旬～	全国子ども会安全会入会事務	1人年間150円の掛金による保険の加入取りまとめと加入書類の提出 <u>(希望区のみ)</u>	
	26日	育成推進協議会総会 (事業計画案・予算案について)	総会への出席	
6月	中旬	地区青少年育成事業計画書 ・予算書の提出	地区青少年育成事業計画書 ・予算書の作成及び提出	
		地域体験活動補助金交付申請書提出	地域体験活動補助金の交付申請	
8月	上旬	育成推進協議会活動費交付金の交付	各地区へ交付金交付 (計画書を提出した地区のみ交付)	地区理事を通して交付します
11月	23日	佐久市青少年健全育成市民集会 (意見発表・講演会等)	集会への参加	
12月 ～3月		地域体験活動補助金実績報告 及び請求	実績報告書及び請求書の提出	
3月	上旬	地区青少年育成事業報告書の提出	育成事業年間報告書の作成・提出	
	上旬	地区青少年育成事業決算書の提出	育成事業決算書の作成・提出	

2 主な業務についての説明

（1）育成推進協議会理事について

育成推進協議会では「佐久市少年センター育成推進協議会規約」に基づき、下記の26地区からなる「地区協議会」が設置されています。

また、この地区協議会より、1名が『理事』として選出されます。

理事は、地区協議会の開催、育成推進協議会理事会への出席、育成推進協議会活動費交付金等の交付作業、諸会議への出席などしていただきます。

【佐久市少年センター育成推進協議会 地区協議会】

- ・岩村田地区 　・小田井地区 　・平根地区 　・中佐都地区 　・高瀬地区 　・野沢地区
- ・桜井地区 　・岸野地区 　・前山地区 　・大沢地区 　・中込地区 　・平賀地区
- ・内山地区 　・三井地区 　・志賀地区 　・田口地区 　・青沼地区 　・臼田地区
- ・切原地区 　・中津地区 　・甲地区 　・南御牧地区 　・本牧地区 　・布施地区
- ・春日地区 　・協和地区

補導關係

令和5年度 青少年補導活動事業報告

街頭補導活動

1 街頭補導実施状況及び補導内容

- (1) 街頭補導実施回数 (4月～3月) 191回
- (2) 従事補導委員数 (4月～3月) 延べ 691人
- (3) 補導した少年数 (4月～3月) 5人

	小学生	中学生	高校生	有職者 無職者	合計	前年度
怠 学						
飲 酒						
喫 煙						
不良交遊						
盛り場徘徊						
不健全娯楽						
夜遊び						
その他	1	4			5	
合 計	1	4			5	0

(4) 補導活動時の「声かけ」人数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
203	254	341	178	149	202	293	206	160	133	197	262	2,578

(前年) 333 218 202 94 154 106 266 132 184 147 184 354 2,374

2 市内 7 小学校、全 8 中学校・4 高等学校への学校訪問を実施し情報交換を実施

補導委員からは日頃の補導活動を通して気が付いた子ども達の様子等を、学校からは学校内での子ども達の様子等を伝え合い、相互の情報交換を実施した。

3 学校職員・P T Aとの合同街頭補導を実施 (10月)

4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

件数 (4月～3月) 4件

- ・公園にて中学生がおもちゃのピストルを鳴らして遊んでいるのを発見。
- ・JR 北陸新幹線の橋脚及び橋脚脇の市道（歩道）上の落書きを発見。
- ・公会場にて小学生が玄関外壁に設置されているコンセントから電気を摂取しているのを発見。
- ・公園内女子トイレの個室ドアの破損を発見。

※いづれも関係機関や施設の管理団体等へ連絡し、対応を依頼した。

環境浄化活動

- 1 アダルトビデオや有害図書類等の自動販売機を設置させない取組みを実施
 - (1) 補導委員協議会の総会にて有害自動販売機を設置させない（土地を提供しない）よう協力を依頼した。（5月）
 - (2) 「有害自動販売機NO（ノー）運動」の協力依頼を広報に掲載する。（3月）
- 2 有害環境チェック活動の実施（通年実施） 実施件数：347件（4月～3月）
市内の店舗を訪問し、県指定のチェック項目を基に実施。青少年の健全育成にとって有害と思われる出版物・ビデオ・玩具等の有無、それらがある場合には青少年への配慮に努めているか、また未成年者の飲酒・喫煙が出来ないよう努めているか等のチェックを実施した。
「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。
特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。
- 3 公共施設の器物損壊等の対処
街頭補導で器物損壊等を発見した際は、施設の管理者へ連絡し、対応を依頼した。

啓発活動

- 1 公民館報・佐久市ホームページに「少年センターだより」を掲載（年4回）
青少年健全育成活動を中心に、実施事業の開催報告や育成事業について掲載した。
- 2 青少年健全育成のぼり旗の設置と街頭啓発活動の実施
 - (1) 7・11月の強調月間に市役所玄関前にのぼり旗を設置した。
 - (2) 強調月間にあわせて、市内の駅で啓発用ポケットティッシュ（子ども・若者向け相談窓口の紹介等）及びリーフレットを配布した。
- 3 「信州あいさつ運動」の実施
強調月間にあわせて、「信州あいさつ運動」を周知する啓発用ポケットティッシュを、駅で配布した。
- 4 長野県警察 薬物乱用防止啓発用パネルの展示による薬物の恐さの啓発
11月23日（木）に開催した佐久市青少年健全育成市民集会で、長野県警察による薬物乱用防止啓発パネルの展示コーナーを設置した。

活動経過報告

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月 13 日	木	研修会、第1回 理事会	市民創鍊センター
5月 19 日	金	令和5年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会	市民創鍊センター
5月 26 日	金	県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	駒ヶ根市
6月 16 日	金	第2回 理事会	市役所南棟
6月		県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（書面開催）	
7月 5 日	水	第48回長野県青少年補導活動推進大会	駒ヶ根市
7月 8 日	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月 15 日	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月 16 日	日	佐久市子どもまつり	市民創鍊センター
7月 22 日	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月 5 日	土	臼田よいやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月 14 日	月	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月 15 日	火	望月神祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月 30 日	水	県補導委員会会長・事務局担当者合同会議（会長出席）（オンライン）	伊那市
9月 15 日	金	第3回 理事会	市役所南棟
9月 22 日	金	第50回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長）	小諸市
10月 7 日	土	環境浄化活動（清掃・ゴミ拾い等）	千曲川河川敷
10月 19 日	木	青少年補導委員会会長・青少年補導センター所長等合同研修（会長）（オンライン）	伊那市
11月 23 日	木	佐久市青少年健全育成市民集会	市民創鍊センター
12月 15 日	金	研修会	市民創鍊センター
1月 19 日	金	第4回 理事会	市役所南棟
2月中旬		県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会（会長出席）	伊那市
3月 8 日	金	第5回 理事会	市役所南棟

令和6年度 青少年補導活動事業計画（案）

街頭補導活動

青少年が集まりやすい場所を重点的に巡回して、不良行為少年などを早期に発見し、適切な注意や声かけをすることにより、少年の非行化を未然に防止し、健やかな成長を支援していく。

1 毎週5回（月・火・水・木・金）街頭補導活動を実施

青少年への「声かけ」や「対話」を積極的に行い、子どもたちと関わりをもつ。

休日や夜間等も状況に応じて実施。

2 小学校・中学校・高等学校への学校訪問を計画的に実施

市内7小学校（岩村田・佐久平浅間・東・中佐都・野沢・泉・中込）・全8中学校・市内4高等学校（佐久平総合技術（浅間・臼田）・岩村田・地球環境）を予定。

3 学校職員・PTA（保護者）との合同街頭補導の実施

10月に実施予定。

4 巡回中の注意点・問題事項及び特異事項等の把握

環境浄化活動

平成18年10月1日の「佐久市有害図書類等の規制に関する条例」の施行と、地域の皆さんのが「有害自動販売機を置かせない運動」により、市内の有害自動販売機は平成19年2月25日全てが撤去された。今後も、有害な図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動を進める。また、有害雑誌やアダルトビデオは、精神的に未発達な青少年に強い性的刺激を与えたり、暴力的、残虐的風潮を助長したりすることも考えられる。このことから、好ましくない社会環境から青少年を守るために、有害環境の監視的役割として有害環境チェック活動等を行う。

1 アダルトビデオや有害図書類等を収納した自動販売機を設置させない運動の継続

2 有害環境チェック活動の実施

「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」

「有害環境浄化活動強化月間（7・11・2月）」には特に重点的に実施する。

特に、青少年に刺激の強い図書類等を取扱う市内の店舗に、青少年健全育成協力店の依頼を行う。

3 清掃活動（ゴミ拾い）等の実施

啓発活動

日々変化する子どもたちを取り巻く環境を速やかに把握し、関係機関と連携を図りながら青少年のためのよりよい社会環境づくりを推進する。

また、市民が青少年健全育成に理解と認識を深めるよう広報等で啓発する。

1 青少年健全育成のぼり旗の設置（7・11月の強調月間）と街頭啓発の実施

2 ネットの危険性についての研修等の実施

3 長野県警薬物乱用防止広報車やパネルを活用し、薬物の恐さの啓発

4 「信州あいさつ運動」の実施

家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。

令和6年度 活動計画（案）

7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 11月 「子ども・若者育成支援強調月間」「有害環境浄化活動強化月間」
 2月 「有害環境浄化活動強化月間」

実施日	曜日	事業内容	実施場所
4月 25日	木	第1回 理事会	市役所南棟
5月中旬		県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	小諸市
5月 29日	水	令和6年度佐久市少年センター補導委員協議会 総会	市民創鍊センター
6月 21日	金	第2回 理事会	市役所南棟
6月中旬		県補導センター・同補導委員会両協議会合同理事会（会長出席）	小諸市
7月 6日 予定	土	中込七夕まつり特別巡回（夜間補導）	中込地区
7月上旬		第49回長野県青少年補導活動推進大会	小諸市
7月 13日 予定	土	岩村田祇園祭特別巡回（夜間補導）	岩村田地区
7月 20日 予定	土	野沢祇園祭特別巡回（夜間補導）	野沢地区
8月 3日	土	臼田よいやさ特別巡回（夜間補導）	臼田地区
8月 14日	水	浅科どんどん祭り特別巡回（夜間補導）	浅科地区
8月 15日	木	望月榊祭り特別巡回（夜間補導）	望月地区
8月	△	第51回青少年補導センター東信4市連絡会会議（会長・副会長）	上田市
8月下旬	△	県補導委員会会长・事務局担当者合同会議（会長出席）	須坂市
9月 8日	日	佐久市子どもまつり	市民創鍊センター
9月 20日	金	第3回 理事会	市役所南棟
10月 12日 予定	土	環境浄化活動（清掃・ゴミ拾い等）	市内
10月下旬	△	青少年補導委員会会长・青少年補導センター所長等合同研修（会長）	須坂市
11月 24日	日	佐久市青少年健全育成市民集会	佐久平交流センター
12月	△	視察研修	未定
1月 24日	金	第4回 理事会	市役所南棟
2月中旬	△	県補導委員会・同補導センター両協議会合同理事会（会長出席）	須坂市
3月 14日	金	第5回 理事会	市役所南棟

通年：学校訪問（市内7小学校・全8中学校・市内4高等学校を予定）

10月：学校、PTA、センター合同街頭補導

關 係 資 料

「青少年健全育成都市宣言」

次代の日本を担い、明日の佐久市を大きく発展させる者は、青少年であります。

かけがえのない青少年が、豊かな自然環境の中で、心身ともに健やかに育ち、確かな知性と豊かな情操を培い、たくましく生きていく力を貯え、広く社会の発展に役立つ人には成長することは、全市民共通の願いであります。

そのためには、家庭・学校・地域社会・青少年関係団体等は、相互の協調と連携の輪を広げて、市民総ぐるみで青少年健全育成に取り組みます。

また、青少年自身も、社会の期待とその一員としての生き方を自覚し、生きがいをもって、明日の佐久市の大きな発展に向かって努力します。

未来を創造する青少年と、それを支える全市民の願いにより、叡智と情熱で結ばれた理想の郷土佐久市を目指し、ここに、佐久市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言します。

平成18年3月23日

佐久市議会議決

佐久市少年センター条例

平成17年4月1日

条例第208号

(設置)

第1条 青少年の健全な育成及び非行化の防止を図るため、少年センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市少年センター	佐久市中込3056番地

(業務)

第3条 センターは、青少年育成補導関係機関、関係団体及び民間有志者の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 青少年の育成及び補導に関すること。
- (2) 青少年の育成及び補導についての調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 青少年の育成及び補導についての広報に関すること。

(運営協議会)

第4条 センターの活動の公正かつ適正な運営を図るため、佐久市少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は、青少年育成補導関係機関、関係団体等の代表者及び識見を有する者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(分科会)

第5条 協議会に次に掲げる分科会を置く。

- (1) 補導分科会
- (2) 育成分科会
- 2 分科会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 分科会は、協議会から付託された事項を審議するとともに、協議会の決定した方針に基づき専門補導委員、補導委員及び育成推進員を指揮監督する。
- 4 前条第4項から第7項までの規定は、分科会について準用する。

(専門補導委員及び補導委員)

第6条 青少年を補導するため、専門補導委員及び補導委員を置く。

(育成推進員)

第7条 青少年の健全な育成のため、育成推進員を置く。

第8条 補導委員及び育成推進員（以下「補導委員等」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日条例第24号）

この条例は、平成28年7月25日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第28号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

佐久市少年センター条例施行規則

平成17年4月1日
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市少年センター条例（平成17年佐久市条例第208号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定)

第2条 条例第6条の規定による専門補導委員（以下「専門補導委員」という。）及び同条の補導委員（以下「補導委員」という。）並びに条例第7条の育成推進員（以下「育成推進員」という。）は、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 関係行政機関の職員として従事した経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の教職員として従事した経験を有する者
- (4) 識見を有する者

2 専門補導委員、補導委員及び育成推進員の人数については、別に定めるところによる。

(協議会への報告)

第3条 条例第5条第1項第1号の規定による補導分科会及び同項第2号の規定による育成分科会は、付託事項の審議の結果並びに専門補導委員、補導委員及び育成推進員の活動の経過及び結果を条例第4条第1項の規定による佐久市少年センター運営協議会に報告しなければならない。

(職務)

第4条 専門補導委員及び補導委員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (2) 青少年の指導に関する他の機関及び団体との連絡及び協調に関すること。
- (3) 青少年の指導に関する調査研究、資料の収集及び広報に関すること。

2 育成推進員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域青少年育成会及び青少年団体の育成、活動の推進等に関すること。
- (2) 児童委員の活動、非行防止の活動、環境の浄化活動等に協力すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成のための諸活動に関すること。

(職員)

第5条 佐久市少年センターに所長及び次長を置く。

2 前項に定めるほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

佐久市少年センター育成推進協議会規約

平成 17 年 5 月 22 日

(設置)

第 1 条 佐久市少年センター育成推進員相互の融和と情報交換を図るとともに、青少年の健全育成を広く市民に啓発することにより、地域における青少年の健全育成活動の促進を図ることを目的として佐久市少年センター育成推進協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(事業)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (2) 社会環境の浄化を図るための諸活動
- (3) 青少年の非行防止のための諸活動
- (4) 青少年の健全育成施設の整備を促進するための諸活動
- (5) 体育及びレクリエーションを奨励するための諸活動
- (6) 健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための諸活動
- (7) 地域における青少年育成組織の結成を促進するための諸活動
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な諸活動

(組織)

第 3 条 協議会は、佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員をおく。

会長 1 人

副会長 3 人

理事 20 人

監事 2 人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を行う。

4 監事は、協議会の監査に当たる。

(役員の選任)

第 5 条 会長、副会長及び監事は、理事の互選によりこれを定める。

2 理事は、第 10 条に規定する地区協議会の代表者をもって充てる。

(役員の任期)

第 6 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、少年センター育成推進員の在任期間中とする。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第 7 条 協議会に、次の機関をおく。

(1) 総会

(2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって全会員をもって構成し、毎年 1 回以上会長が招集する。

3 理事会は、総会に代わる議決機関であって、第 4 条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(会議の運営)

第8条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合は、この限りでない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区協議会)

第9条 次の表に定める地区において、協議会の地区協議会をおく。

地区協議会設置地区名	
岩村田地区	小田井地区 平根地区 中佐都地区 高瀬地区 野沢地区 桜井地区
岸野地区	前山地区 大沢地区 中込地区 平賀地区 内山地区 三井地区 志賀地区
田口地区	青沼地区 白田地区 切原地区 中津地区 甲地区 南御牧地区 本牧地区 布施地区 春日地区 協和地区
合計	26 地区

(地区協議会の組織)

第10条 地区協議会は、前条に定める地区の佐久市少年センター育成推進員をもって組織する。

(地区協議会の会議)

第11条 地区協議会の会議は、必要に応じて地区協議会の会長が招集する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、会費、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、佐久市教育委員会内におく。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

佐久市少年センター補導委員協議会規約

平成 17 年 5 月 19 日

(設置)

第1条 少年センター補導委員相互の親睦と情報交換をはかり、青少年の補導に寄与し、青少年の健全育成をはかるため、佐久市少年センター補導委員協議会をおく。

(事務局)

第2条 協議会の事務局を、教育委員会内におく。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 補導技術向上をはかるための事業
- (2) 会員相互の親睦と情報交換
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、佐久市少年センター補導委員をもって組織する。

(機関)

第5条 協議会に、次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会

2 総会は、協議会の最高機関であって、全会員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集する。

3 理事会は総会に代わる議決機関であって、第7条に定める役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(会議の運営)

第6条 総会及び理事会は、それぞれの構成員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、再招集の場合はこの限りではない。

2 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛同を得て議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員をおく。

- 会長 1 人
副会長 3 人
理事若干人

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(役員の選任)

第8条 会長・副会長は理事より選出し、理事は班長とし、班長は班の互選とする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐久市有害図書類等の規制に関する条例

平成18年6月28日

条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な図書類等を規制することにより、市内の社会環境を整備し、青少年の保護及び健全な育成を図ることを目的とする。

(この条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、図画、音盤（録音テープを含む。）、写真、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像又は音声が記録されているものをいう。
- (5) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護する施策を策定し、及び実施するとともに、市民による青少年の健全な育成に関する活動を支援するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、青少年の健全な育成を図ることが市民に課せられた責務であることを深く認識し、相互に連携して、青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することがその責務であることを深く自覚し、青少年を常に温かい環境の中で保護し、及び教育するよう努めなければならない。
- 3 何人も、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類を青少年に読ませ、見せ、又は聴かせないように努めなければならない。
- 4 何人も、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるがん具類を青少年に所持させないように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

(図書類の販売等をする者の自主規制)

第7条 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、その内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の販売又は貸付けについては、他の図書類と区別し、青少年の目に直接触れないように、営業所内の容易に監視することのできる場所に専用のコーナーを設け

るとともに、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をする
ように努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出)

第8条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）を用いて図書類又はがん
具類（専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。）の販
売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販
売機等を設置するときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前ま
でに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及
び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあ
っては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び
電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第6号の自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であつて、自動販売機
等に収納されている図書類又はがん具類が次条第1項に規定する有害図書類又は同条第2項
に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん
具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自
動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住す
る者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に
係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10
日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、
住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者
の氏名）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様
とする。

(有害図書類等の自動販売機等への収納の禁止、有害図書類等の撤去の命令等)

第9条 自動販売機等を用いて図書類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該當
する図書類（以下「有害図書類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性
交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又
は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）
の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占め
るもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であつて、卑わいな姿態等を被写体とした
写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの
- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロ

ムその他映像が記録されているもので、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものが合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、その内容の全部又は一部が次のいずれかに該当すると認めて指定したもの

ア 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

イ 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

2 自動販売機等を用いてがん具類の販売又は貸付けを営む者は、次の各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 下着の形状をしたもの

(3) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、その形状、構造又は機能が著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残虐性を助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて指定したもの

3 市長は、第1項第5号又は前項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

4 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。

5 市長は、第1項、第2項又は前項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類の撤去を命ずることができる。

（適用除外）

第10条 前2条の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

（審議会への諮問）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項第5号又は第2項第4号の規定による指定をしようとするとき。

(2) 第9条第5項の規定による命令をしようとするとき。

2 市長は、前項ただし書の規定により佐久市青少年健全育成審議会の意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、その旨を速やかに佐久市青少年健全育成審議会に報告しなければならない。

（審議会の設置）

第12条 市長の諮間に応じ前条第1項に規定する事項を調査審議するほか、市長の諮間に応じ青少年の保護及び育成に関する重要事項を調査審議するため、佐久市青少年健全育成審議会（以

下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第16条 審議会に幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の事務について委員を補佐する。

(立入調査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入り、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第5項の規定による命令に従わなかった者
- (3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

佐久市有害図書類等の規制に関する条例施行規則

平成18年6月28日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市有害図書類等の規制に関する条例（平成18年佐久市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(自動販売機等の設置の届出書等)

第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記事項証明書）

(2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

(3) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置及び自動販売機等に収納する物品について承諾していることを証する書類

(4) 自動販売機等管理者の住民票の写し

(5) 自動販売機等管理者が次条第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

3 条例第8条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、自動販売機等届出事項変更（廃止）届出書（様式第2号）によるものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売機等取扱業者」という。）の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第1号に掲げる書類

(2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）の変更 前項第2号及び第3号に掲げる図面及び書類

(3) 自動販売機等管理者の氏名、住所及び電話番号の変更 前項第4号及び第5号に掲げる書類

4 条例第8条第4項の規定による表示は、自動販売機等届出済証（様式第3号）によるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第4条 条例第8条第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。

(3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、自動販売機等取扱業者から一切の権限を付与されていること。

(4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(有害図書類等の基準)

第5条 条例第9条第1項第1号から第3号までに規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。

(1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
 - ウ 男女間の愛ぶの姿態
 - エ 自慰の姿態
 - オ 排せつの姿態
 - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
- ア 性交又はこれを連想させる行為
 - イ 強制性交等その他のりょう辱行為
 - ウ 同性間の行為
 - エ 変態性欲に基づく行為
- 2 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ばかし、又は塗りつぶしているものを含む。）とする。
- 3 条例第9条第1項第5号アに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- (1) 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、若しくは描写し、正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
 - (2) 性交、自慰、変態性欲に基づく性行為その他の性行為を露骨に表現し、又は描写しているもの
 - (3) セリフ、説明、口上、音楽等が正常な性的しゅう恥心を害し、又は卑わいな感じを与えるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 4 条例第9条第1項第5号イに規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- (1) 暴力をことさら讃（さん）美するような表現をし、又は描写をしているもの
 - (2) 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
 - (3) 殺人、傷害、暴行、強盗等の準備若しくは実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、表現又は描写がこれらと同程度に青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 5 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
 - (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有する物品で、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの
 - (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させて人形となるものを含む。）
(指定の公示)

第6条 条例第9条第3項の規定による指定の公示は、佐久市公告式条例（平成17年佐久市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（立入調査員の指定）

第7条 条例第17条第1項の規定により立入り、調査等を行う者の指定は、佐久市教育委員会事

務局及び教育機関の職員のうちから行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第4号）によるものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年度 3月の補導活動

佐久市少年センター

1 街頭補導実施回数	19回
2 延べ従事補導委員数	83人
3 相談件数	0件
4 補導した少年数	0人
5 声かけ人数	262人



3月の補導日誌から

3月1日（金）

18班（Y・K）記

巡回経路 浅科支所 → 大型スーパー内ゲームコーナー → 浅科支所

補導の様子

昨晩から降り続いた春近の湿った雪は重く、除雪には辛いものがありました。また、昨日発表の大谷翔平選手の結婚・囲み取材と、にぎやかな一日の始まりとなりました。また、上信越道の小諸地籍では、濃霧の影響で48台による多重交通事故が発生し、死者が出てしまいました。今回は、佐久平駅近くにある大型スーパー内のゲームコーナーを中心に本年度最後の巡回をしました。この時期は、高校の卒業式と重なり、高校生が商業施設のいたるところに見受けられました。高校生に声かけしたところ「今日、3年生を送る会が行われ、明日は卒業式」とのことでした。新しい門出に夢と希望をお持ちのことと思います。18班3名の補導委員、この1年間休むことなく務めさせていただきました。来年度もよろしくお願ひいたします。

3月4日（月）

4班（K・M）記

巡回経路 市民交流ひろば → ミレニアムパーク → 佐久平駅
→ 大型スーパー → 大型スーパーゲームコーナー・フードコート

補導の様子

本日の巡回経路は、市民交流ひろばの「つどいのひろば」、「出会いの散歩道」から、ミレニアムパークを経由して、佐久平駅蓼科口、小海線連絡通路をぬけて、小海線佐久平駅ホームに至り、大型スーパーにもどる定例の経路であった。市民交流ひろば、佐久平駅ともに人影はまばらで、声かけを要する事案はなかった。大型スーパーの客は少なめで、2か所のゲームコーナーおよびフードコートを巡回したが、特に補導活動上の問題点は見られなかった。本日は時間の都合もあり、佐久平駅前交番に立ち寄ることはなかったが、「定期的に情報提供をいただく機会を設けることも必要ではないか」とふと思った。

3月5日（火）

14班（K・K）記

巡回経路 中込駅 → 成知公園 → 中込児童館 → 学童保育 → 南部交番
→ 成田公園 → 橋場公園

補導の様子

活動を開始するころには、雨が雪に変わり気温は低く、各公園で遊ぶ子ども

はいませんでした。中込児童館では、約 65 人の児童が利用する予定とのことでしたが、高学年の児童はまだ来ていませんでした。館長さんから「利用者には、事前に登録してもらっており、来館しないときには、保護者に連絡して事故のないように努めている」と名簿を見ながら説明していただきました。学童保育では、低学年の児童が宿題をやっており、職員の方はおやつの『ちゃんぽん』を作ろうとしていました。「地域の方から食料を寄付していただきており、ありがたい」と言っていました。その後、南部交番に行き、交番所員から「犯罪の発生件数は少なくなってきたが、車上ねらいや空き家への侵入事案があった」とお聞きしました。

3月6日（水）

10班 (M・E) 記

巡回経路 生涯学習センター → 岸野児童館 → 大型書店 → 城山公園
補導の様子

朝降った雪のせいか、生涯学習センターの学習室では、数名の生徒が学習をしていた。いつもより利用者が少ない気がしました。岸野児童館では、今日の利用者が 28 名と少なめでしたが、小学校の卒業式が近いため、児童館でも「6年生を送る会」を行っていました。大型書店では、偶然に「公立高校後期選抜試験」を受験した生徒と話をすすることができました。試験が終わりほっとした様子が感じ取れました。城山公園では、雪の降った後の寒い中、小学生の男子児童 2 名が雪遊び、中学生の男子生徒 5 名が、雪投げをして元気よく遊んでいました。



3月7日（木）

3班 (I・S) 記

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク
→ 佐久平駅 → 大型スーパー内ゲームコーナー・フードコート

補導の様子

昨日の雪が解けた市民交流ひろば内の「つどいのひろば」には、数組の親子が大型遊具で遊んでいましたが、利用者はいつもよりも少ない感じがしました。ミレニアムパーク内のバスケットボールコートでは、一人の成人男性が楽しんでいました。佐久平駅には、お客様が少なく閑散としていましたが、小海線の待合室には、多くの人が電車待ちをしていました。大型スーパー内はお客様が少なく、店員さんの話では「休日は混みあう」とのことでした。ゲームコーナーでも利用者は少なく、店員さんに伺うと「今日は特に少ないが、時間帯により、混みあう」とのことでした。

3月11日（月）

17班 (I・K) 記

巡回経路 白田交番 → 下の宮公園 → 切原児童館 → 稲荷山公園
補導の様子

晴天に恵まれ、穏やかな日でした。本年度最後の巡回ということで白田交番へあいさつ。所長は不在でした。下の宮公園では、2年生から5年生の男子4人が野球をやっていました。元気で生き生きとしており、こちらも嬉しくなりました。切原児童館では女の子が職員とソフトバレーを楽しんでいました。本日の利用は7人で、うち2人はすでに帰宅したことでした。稲荷山公園では、小学生5人がテレビゲームを楽しんでいました。話しかけると「中学生になっ

たらバスケ部に入部したい」とのこと。頑張ってほしいです。皆に 17 時頃には帰宅するように伝えました。他には親子連れの 4 人が笑顔で遊んでいました。

3月 12 日 (火)

11 班 (K・I) 記

巡回経路 生涯学習センター → 泉児童館 → 岸野児童館 → 城山公園 → 原公園
補導の様子

生涯学習センターの学習室では数名の高校生が、1 階では児童 12 名が勉強中でした。泉児童館では、泉小学校がインフルエンザによる学級閉鎖となり、その影響で 3 名の児童が利用しているだけでした。岸野児童館は、大変にぎやかで 25 名の児童が元気に学習・スポーツをしていました。館内に女子中学生がいたので、その理由を職員にお聞きしたところ「児童館に頻繁に来て、子どもたちの面倒をみててくれています。とても人気者です」とのことでした。こういう先輩がいてくれ、とてもうれしいです。雪の中、びしょ濡れの中学生を見ましたが、風邪をひかないことを祈りながらも天気予報を見て準備することを学んでもほしいと思いました。城山公園・原公園には、当然誰もいませんでした。

3月 13 日 (水)

6 班 (N・Y) 記

巡回経路 浅間会館 → 学童保育 → 岩村田児童館 → 学習塾 → 浅間会館
補導の様子

浅間会館の学習室を見せていただきました。10 名ほどが利用できるスペースでした。訪問時、利用者はいませんでしたが、多くの人に利用されるとよいと思いました。学童保育は、ちょうどおやつの時間でした。皆で楽しそうにおやつを食べていました。来年度は、今年度よりも 10 名ほど利用者が増えるのでたいへんとのことでした。岩村田児童館は、利用者がとても多いとのことでした。春休みには、利用者が増えそうです。学習塾では、小・中・高校生と多世代型の教育支援を行っており、今の時代に求められる塾とのことでした。

3月 14 日 (木)

19 班 (H・M) 記

巡回経路 望月支所 → 望月児童館 → 布施温泉公園 → 望月支所
補導の様子

春の足音が聞こえる温かい一日でした。望月児童館では児童の皆さんのが、屋内では一輪車、けん玉、折り紙、読書、宿題など、また、屋外ではボール遊びや砂遊びなど、思い思いのことをして過ごしていました。

この日の児童館利用者は 60 人でしたが、巡回時には半数ほどの児童は帰宅していました。「閉館時刻の 19 時まで館を利用する児童は数人おり、土曜日の利用者は 3~5 人、大きなトラブルはない」とのことでした。望月児童館は、巡回時に笑顔で

声をかけてくれる児童も多くいますが、そのような交流も大切にしたいと思いました。布施温泉公園には誰もいませんでしたが、使用禁止になっている遊具がありました。下校途中の中学生を数名見かけました。望月中学校は、明日 15 日が卒業式です。卒業、新学期を迎えるこの時期は、子どもたちの気持ちも不安定になります。また、春休みの解放感から行動が変化することもあります。「地域の子どもたちは地域で守る」その言葉を忘れず、今後も見守りを続けていきたいと思いました。



3月15日（金）

5班 (T・R) 記

巡回経路 大型ゲームセンター → 曽根公園 → 仙禄湖公園 → うな沢公園
→ 小田井児童館 → パチンコ店 → 久保田公園

補導の様子

ゲームセンターは、多くの来店客でぎわっていました。中には一人でゲームをしている子どもがいて心配しましたが、保護者同伴であるとわかり安心しました。以前ゲームセンター前の駐車場に暴走族が集まっていたことについて、その後のようすを聞いてみたところ、やはりまだ集まることがあるようでした。注意すると店内の機器に危害を加えようとする行為が見られたため、警察に通報する手段をとることを話して対応したとのことでした。小田井児童館では、学習したり、フラフープで運動したりと、元気な子どもたちの姿を見ることができました。パチンコ店では、年齢確認に厳しく取り組むスタッフの皆様の意気込みを強く感じました。今日は、春休みに入ったこととも相まって、親子連れをはじめ、多くの子どもたちに会うことができてよかったです。

3月18日（月）

15班 (T・R) 記

巡回経路 中込会館 → 成田公園 → 橋場公園 → 水上公園
→ 平賀新町公園 → 城山児童館 → 成知公園

補導の様子

小中学校の卒業式が終了した。春休みになり、新年度を迎えるまで、開放感から多くの子どもたちが外に出ることが多い。しかし、今日は風が強く、とても冷たかった。さすがに橋場公園・成知公園以外の公園では、遊ぶ子どもたちは見られなかつた。橋場公園では、放課後ディサービスの子どもたちが職員の方と楽しくかかわっていた。成知公園では、同級生5人の男子が自転車や高価なキックスケーターに乗って遊んでいた。キックスケーターについて、乗り方、たたみ方など聞き、公道で乗るときは、ヘルメットをかぶって気をつけるようにと話をした。佐久城山児童館では、約40人の児童が館内で遊んでいた。風が強く冷たいので、外遊びを自粛させたと職員さんよりお聞きした。4月の入学・始業式まで安全な生活と希望のもてる日々を送らせたいものだ。

3月19日（火）

7班 (I・H) 記

巡回経路 市民交流ひろば → ミレニアムパーク → 佐久平駅 → 大型スーパー

補導の様子

市民交流ひろば内の『つどいのひろば』では、子どもたちの明るい歓声が響いていた。ミレニアムパーク内のプレイサークルでは、小学生10人ほどと高校生4人がバスケットボールに興じていた。また、隣のスケボー・エリアでも2人が楽しんでいた。公衆トイレを確認したが、器物損壊など特異なことはなかった。佐久平駅には、終業式を終えた高校生で満ちていた。

皆、一学年を無事に乗り切り、新たな一学年を迎える希望に満ちた顔をしていた。大型スーパー内のゲームコーナーにもたくさんの小学生と中学生がゲームを楽しんでいた。終業式もすんで皆がのびのび過ごしていた。事故に遭わずにそれぞれ新学期を迎えられることを祈りつつ巡回を終えた。

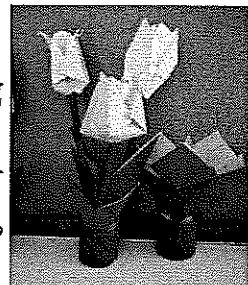


3月 21日 (木)

16班 (U・T) 記

巡回経路 下越児童館 → 青沼児童館 → 五稜郭公園 → 田口児童館

補導の様子 (右の写真は青沼児童館の職員・児童作成『折り紙のチューリップ』)



晴れてはいるものの、肌寒い天候の中で巡回活動に参加させてもらいました。春休みに入り、各児童館には、多くの子どもたちがいると思っていましたが、予想に反し少なくて驚きました。

小学1年生から3年生の児童が多いようでしたが、どの子も仲良く活動していました。「児童館で友達と過ごす時間がとても楽しい」と話してくれた児童のことばが印象に残りました。館長さんや職員の皆さん、愛情をもって子どもたちに接してくださっているからこそ、そうした話が聞けたのだと感じました。

3月 22日 (金)

12班 (M・S) 記

巡回経路 生涯学習センター → 野沢児童館 → 原公園 → 城山公園

補導の様子

生涯学習センターの『つどいの広場』には、多くの児童・生徒たちが利用していた。2階の学習室では、室内よりも外も机で勉強している人が多かった。本日は、徒歩で巡回し、最初に20日に全面運用された環状交差点『ラウンドアバウト』を確認した。現地では、通行する車両の運転者に通行方法を説明するための誘導員が配置されていた。野沢児童館には39人の児童が来館しており、館内から元気な声が聞こえた。原公園には、子どもの姿は見えなかった。城山公園では、四阿（あずまや）にいた中学生に声かけしたところ「親にLINEをしていました」と話してくれた。気をつけて帰るよう声をかけて公園を後にした。

3月 25日 (月)

1班 (O・A) 記

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → 佐久平浅間児童館

→ フォレストモール

補導の様子

雨降りの肌寒い天候ではあったが、春休み中ということもあって、大型スーパーには親子連れや中高生の姿が多く見られた。ゲームコーナーには、友達同士で来店している男子グループが楽しそうにゲームをしていたが、トラブルはなさそうであった。フードコートも談笑したりスマートフォンを操作したりする中高生でぎわっていた。佐久平浅間児童館は、48名の利用者があり、巡回時には10名ほどの児童が宿題をしたり、ゲームをしたりしながら、落ち着いて時間を過ごしていた。利用者が80名を超えることもあるとかがい、手狭な施設や駐車場の増設が急務であると感じた。

3月 26日 (火)

13班 (I・K) 記

巡回経路 中込駅 → 大型スーパー・同ゲームコーナー → 中込駅

補導の様子

激しい降雨のため、公園を利用する子どもはないのではないかと思い、大型スーパーを訪問した。従業員の出入口から入り、守衛さんにあいさつをし、店内に入った。2階にある2か所のゲームコーナーを巡回した。ぬいぐるみを抱えていた女の子に声をかけたところ「ゲームでゲットした」と嬉しそうに話してくれた。このほかにも中・高校生が大勢おり、多くの子どもに声かけした。ほかの

女の子は「高校を卒業しました。4月からは大学に進学します」と笑顔で答えてくれた。フードコートでは、4人でいた男の子に声かけをした。声かけに「高校受験に合格して、高校生になる」と嬉しそうに話してくれた。春休み中であるためか親子連れの小学生を含め大勢の少年がいた。

3月27日(水)

8班(K・Y)記

巡回経路 大型スーパー → 大型ゲームセンター → ネットカフェ
→ ゲームセンター → パチンコ店

補導の様子

昨夜までの大雨が止み、晴れて暖かい中での巡回となりました。大型スーパー内のフードコートは、春休みのためか高校生や家族連れでほぼ満席でした。また、ゲームコーナーにも大勢の子どもや親子連れがいましたが、店員さんが男子3人組を注視していました。お話を伺うと「大騒ぎしながら横柄な態度でゲームをやっているので心配になって様子を見ています」とのことでした。専門補導委員が注意すると少年らは素直に聞いていました。少年らは『上田から来た中学生』と答えたようですが、私には中学生ではなく高校生に見えました。大型ゲームセンターにも大勢の子どもや成人男性が来店していました。ネットカフェには数人がいただけでした。隣のゲームセンターには、祖母・母親・孫の3世代の家族が来店していましたが、ほかにお客はいませんでした。パチンコ店では、数十人の客がいましたが、未成年者の姿はありませんでした。

3月28日(木)

9班(T・H)記

巡回経路 取出町諏訪神社 → 取出町ふれあい公園 → 東田公園 → 鍛冶屋公園
→ 高柳公園 → 野沢児童館 → 中嶋公園 → 城山公園

補導の様子

生涯学習センター1階の「つどいの広場」には、大勢の市民が訪れていました。2月には空席がないほど受験生でにぎわっていた2階の学習室ですが、今日は5、6人の利用者が学習していました。今回も公園を中心に巡回しました。春休みに入り、多くの子どもたちが公園で遊んでいることを予想していましたが、寒さのせいもあって、どの公園にも子どもの姿はありませんでした。野沢児童館では、寒さをものともせず、5人ほどの子どもたちが館庭で遊んでいました。人なつこそうな女児が寄ってきて、いろいろな話をしてくれました。帰り際、大きく手を振つていまでも私たちを見送ってくれました。

3月29日(金)

2班(K・T)記

巡回経路 大型スーパー → 市民交流ひろば → ミレニアムパーク
→ 佐久駅前交番 → 大型スーパー内ゲームコーナー・フードコート

補導の様子

春休み中ということもあり、大型スーパーは大変混雑していました。親子連れや友達同士の子どもたちの姿も普段より多く目にしましたが、これといった問題行動は見られず安心しました。市民交流ひろばにも、春の陽気に誘われて多くの家族連れが訪れていました。補導委員となり丸一年の私ですが、今でも「声かけ」はできません。来年度は、思い切って声かけにトライしてみようと思っています。

＜3月の補導を終わって。 専門補導委員 Y・K＞

児童生徒や保護者にとって、3月は学年末を迎える卒業式や終業式などの行事が行われ、一つの大きな節目を迎えたことだと思います。そして、4月には入学・進学・就職など新しい人生の第一歩を踏み出した人も大勢いるかと思います。そんな人たちの門出を待ちかねていたかのように佐久平の地にも様々な花が一齊に咲きだそうとしています。新たな環境に一刻も早く慣れて、期待と希望に包まれながらさらに大きく成長されることを心より願っています。

さて、大相撲3月場所では、『大銀杏』も結えない『ちょんまげ』姿で土俵に上がった初々しい新入幕の尊富士関が幕内最高優勝を果たしました。新聞等には「今回の優勝は、

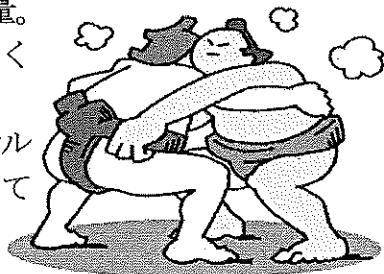
- ・初土俵から所要10場所での優勝（年6場所制となった昭和33年以降最速）
- ・新入幕優勝（大正3年の両国依頼110年ぶり）
- ・新入幕で初日から11連勝（昭和35年の大鵬の記録に並ぶもの） 等

輝かしい記録づくりの快挙。小学生の時に相撲を始め、道場まで約30分間歩き、寒さで凍った『まわし』を締めて1,000回のスクワットで解凍して稽古を始めた。高校2年生の時、左膝前十字靱帯断裂、3年生の時再び左膝を負傷、大学受験願書は入院中の病室で書いた。大学時代に大きな大会で好成績を収めると大相撲の『付け出し制度』の恩恵を得られるが、好成績を認められず、『前相撲』からの大相撲人生が始まった。厳しい稽古に励み、力士としての地力をしっかりと身につけ、引かず前に出て積極的な相撲を貫き、幕内最高優勝となった」

等が紹介されていました。幕内力士の平均体重より15kg以上も軽量。

何回も繰り返したけがの影響なのか、ほかの力士と比べると足が細く見えるのは私だけでしょうか。また、『取り組み』直前の

『時間いっぱい』になると、力士は『呼び出し』から渡されたタオルで顔や体を拭くが、彼はタオルをきちんとたたんで呼び出しに返しているのがテレビ画面に映っていました。私は、その素晴らしい所作やマナーにもすがすがしい感動を覚えました。そんな彼が、14日目の『取り組み』で右足の靱帯を損傷、自力歩行ができず、車いすで運ばれ、その後救急車で病院に搬送されました。千秋楽には出場が不可能かと思われましたが、けが・痛みをこらえて土俵に立ち、見事2敗を守って優勝しました。記録にも記憶にも残る本当に素晴らしい優勝でした。今回の尊富士の優勝は、これから大きく羽ばたき、明日の日本を担う少年たちに夢や希望、努力してやり遂げることの大切さなど多くのことを学ばせていただけたかと思います。



少年センターの人事異動についてお知らせします。令和5年4月から専門補導委員として活動してまいりました宮澤喜明がこの3月31日付で退任し、4月1日付で関本孝が専門補導委員となりました。よろしくお願ひいたします。また、各地域の区長さんの推薦で補導委員となられている方のうち数名が退任され、新たな補導委員が選任されました。退任されます皆様には、これまでの積極的なご活動に対し深謝いたしますとともに、今後も青少年健全育成に関し、これまで同様にご支援ご協力をお願ひいたします。また、本年度から補導委員になられました皆様とは、今後一緒に活動してまいりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

令和6年度

佐久市内在住の小学校5・6年生

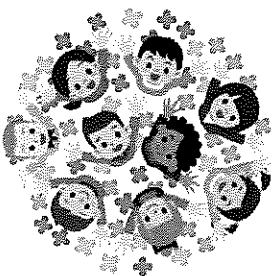
佐久市ジュニアリーダー研修

～SAKUCITY JUNIOR LEADER TRAINING～

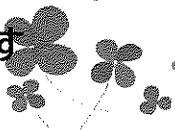


【研修期間】令和6年7月～令和7年1月まで 全12回

佐久市ジュニアリーダー研修では、5つの力を伸ばしています



- ・自分で考えて行動できる力
- ・仲間と協力し合える力
- ・自分の行動や発言に責任感を持つ力
- ・初めてのことにもチャレンジする力
- ・いろいろな人と話ができる、聞ける力



年間プログラムは裏面をみてください→→→

募集人数

30名程度

(※定員を上回る場合は抽選となります。)

参加費

5,000円(年間費用・保険料含む)

応募方法

申込用紙を記入の上、学校の担任の先生に提出してください。申込用紙は学校にあります。佐久市のHPからダウンロードもできます。

締め切り

令和6年5月28日(火曜日)までに担任の先生に申し込み用紙を提出してください。

※抽選となった場合には、令和6年6月12日(水)午後7時～抽選となります。

※応募は、佐久市在住の小学校5、6年生限定です。



【問合せ先】佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年係 TEL0267-62-0671

主催 佐久市・佐久市教育委員会

令和6年度 佐久市ジュニアリーダー研修実施概要

	回	月日（曜日）	内容	詳細	目的
ステップ1 (コミュニケーションスキルを研ごう)	1	7/20 (土)	・オリエンテーション ・ジュニアリーダー研修年間計画のお話 ・わはは研修	・アイスブレイク ・自己紹介 ・ジュニアリーダー研修についてみんなでディスカッション ・発声と表現、表情研修	・表現方法を学び、コミュニケーション能力の向上と自らの考えを伝える力を伸ばす。
	2	8/3 (土)	・未来の職業体験	・ドローンについて学ぶ/実践（午前） ・りんご農家について学ぶ（午後）	・未来の職業について学び、グループワークを通じていろいろな人の意見を聞き入れる力を身に付ける。
	3	8/24 (土)	・子どもまつりの準備	・役割分担決め ・グループワーク ・子どもまつりのクラフト作成	・異世代間の交流を通して人との接し方や話し方を自ら考えて実行する。 ・出し物の練習を各班で練習することによりチームワークや自主性を学ぶ。
	4	9/8 (日)	・子どもまつりの運営体験	・子どもまつりのブース担当	・様々な人と接することにより、コミュニケーション能力の育成や他者と協働する能力を学ぶ。
ステップ2 (チャレンジ精神を發揮しよう)	5	9/21 (土)	・ディキャンプ☆準備	・ランチメニュー決め ・役割分担決め ・危険予知トレーニング	・グループワークを通して自らの意見を発信するとともに、周りの意見をまとめる力を身に付ける。
	6	10/5 (土)	・ディキャンプ☆	・チームで買い物体験 ・火起こし、ランチづくり ・自然観察	・キャンプを通して自立心やチャレンジ精神を養い、仲間と協力し合いながら安全にキャンプを楽しむ。
	7	10/20 (日)	・国際＆異年齢交流体験	・エストニア留学生と郷土料理作り（午前） ・信州大学の学生から企業について学ぶ（午後）	・様々な人とコミュニケーションを取りながら、自らの役割を理解し実行する力を身につける。
	8	11/9 (土)	・身边に感じるSDGs体験	・りんごレザー（皮）について学ぶ ・りんごレザーを使って第9回目の販売商品を作成する	・社会問題を身边に感じもらい、主体性をもって考えて行動する力を学ぶ。 ・販売商品を作ることにより、創造力・想像力・思考力を養う。
	9	11/24 (日)	・販売体験 ※青少年健全育成集会にて販売予定	・第8回目で製作した販売物の販売方法と役割分担決め ・販売 ・売上金の使い道について決める	・販売の方法を企画し、実行することにより主体性を育む。
ステップ3 (主体性をもって挑もう)	10	12/21 (土)	・子どもたちで考える研修準備①	・第12回目にやってみたい研修をみんなで決める	<ul style="list-style-type: none"> 最後の研修の企画、準備、役割を研修生たちで考え行動することにより、主体性や協調性、責任感を育む。 準備を進めていく中で、困難や失敗を体験し、仲間の大切さや困難に立ち向かう強い心を養う。 仲間と達成感や感動を共有する。
	11	1/11 (土)	・子どもたちで考える研修準備②	・第12回目に向けた準備	
	12	1/25 (土)	・子どもたちで考える研修実施	・みんなで考えた研修を体験する	

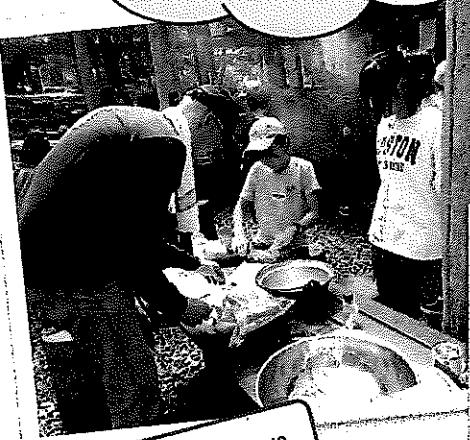
※10月12日（土）に浄化活動を予定しています。2時間ほどで終わります。詳細は後日お知らせいたします。
 ※上記内容は、一部変更になる場合があります。

English Camp in SAKU 2024

7/29 (Monday) ~ 7/31 (Wednesday)
3 Days

5~6人に1人
ALT講師がつくよ！

英語で一緒にランチ作り



4



イングリッシュゲーム

体験で覚える
英会話！

英語で質問タイム



イングリッシュキャンプでは、ALTの外国人講師等と一緒に英語でランチ作りやイングリッシュゲーム、ALT交流での語らいを通して、体験活動を楽しむことにより、英語が自然に話せる環境づくりをしています。英語が好きな人はもちろん、英語が苦手な人も、大歓迎！！！



募集要項

★募集人数★ 30名（申込者が越えた場合は抽選となります）

★宿泊場所★ 長野県望月少年自然の家

★申込締切り★ 5月28日（火）

★申込方法★ 申込用紙を学校の担任の先生へ提出してください。申込用紙は
学校にあります。佐久市のHPからダウンロードもできます。

★募集条件★ 佐久市在住の小学校5、6年生で、事前研修から参加できること

★参加費★ 8,000円（保険料含む）

キャンプスケジュール

月　　日（曜日）	内　　容	備　　考
7月13日（土）	事前研修（中込会館 9:00～15:00）	弁当持参
7月27日（土）	事前研修（生涯学習センター 9:00～12:00）	保護者同伴
7月29日（月） ～ 7月31日（水） 2泊3日	○OALTと異文化交流体験 ○英語でランチ作り ○イングリッシュゲーム ○ネイチャーゲーム/自然観察 ○カヌー/マレットゴルフ体験 ○テント宿泊体験 ※キャンプの内容は一部変更になる場合があります。	

◆ご案内◆

- ・抽選となった場合には、6月10日（月）午後7時より佐久市役所南棟3階大会議室で抽選会を行います。
- ・参加決定後のキャンセルは、急病等以外ご遠慮ください。また、キャンセルの場合にはキャンセル料が発生致しますので、あらかじめご了承ください。



【問合せ先】佐久市教育委員会 社会教育部 生涯学習課 青少年係 TEL0267-62-0671

主催 佐久市・佐久市教育委員会